

平成28年4月6日

「HACCP支援法の指定認定機関」取得のお知らせ

一般社団法人日本精米工業会

一般社団法人日本精米工業会は、平成28年3月31日付でHACCP手法導入を推進する目的で制定された「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（略称：HACCP支援法）の指定認定機関に指定されました。

近年、「農場から食卓まで」のフードチェーン全体を通じた食品の安全に対する動きが急速に早まり、フードチェーンに関係する全ての事業者がお互いに食品安全のための対応を行って行かなければならない必要性が高まっています。

農林水産省では、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引（～5つの基本原則～）の改定版を公表し、適切な衛生管理・品質管理のための指導整備とHACCP手法へのアプローチを促しています。また、厚生労働省は、将来的に食品等事業者のHACCP手法による工程管理の義務化を見据えています。

本会は、精米工場を食品安全のフードチェーンの中に組み込むため、HACCP導入を図る教育活動を行ってきました。研修会にご参加いただいた精米工場では、既にHACCPプランの作成を始めています。HACCPプラン作成にあたってのご相談に応じる体制も整えております。お気軽にお問い合わせいただきたくお願いいたします。

また、HACCP支援法は、HACCPプランの認定を受けると（株）日本政策金融公庫等による施設整備への長期低利融資が受けられます。ご検討される方はお問い合わせいただきたくお願いいたします。

なお、「HACCP導入の必要性、精米HACCP規格の理解、HACCP支援法の概要等についてのセミナー」を下記のとおり開催いたします。参加いただきたくお願い申し上げます。

記

『精米HACCP導入セミナー』

- (1) 日 時 ① 平成28年6月21日(火) 13:30～16:30
② 平成28年6月24日(金) 13:30～16:30

- (2) 会 場 ① 東京会場（食糧会館：東京都中央区日本橋小伝馬町15-15）
② 大阪会場（エル・おおさか：大阪府大阪市中央区北浜東3-14）

(3) 内 容 ① HACCP導入の意義

何故、精米工場にHACCPシステムが必要か等のHACCP導入の意義について、国内の動向、国際的な動向を踏まえて説明します。

② HACCP支援法と精米HACCP

HACCP支援法の概要、支援法と精米HACCPの関係、精米HACCP規格の解説等について説明します。

③ 精米HACCPの認定について

精米HACCP認定手順、精米HACCP認定基準等について説明します。

(4) 定 員 ① 東京会場 50名

② 大阪会場 70名

(5) 対象者 精米加工を行う者

(6) 受講費 会員は無料、非会員は10,800円(消費税込)

【お問い合わせ先：日本精米工業会 技術部 TEL 03-4334-2190】